

水道法の一部改正に伴う 指定給水装置工事事業者制度の 更新制導入について

静岡市上下水道局 水道総務課



水道法の一部改正によって 指定給水装置工事事業者制度に 更新制度が導入されました

令和元年9月30日まで	無期限
令和元年10月1日から	有効期間あり

指定の有効期間

5年

更新手数料 10,000円

有効期間及び更新時期

静岡市から指定を受けた時期によって初回の更新日が異なります。

静岡市から最初に指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日	令和 2 年 9 月 29 日までの 1 年間
平成 11 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日	令和 3 年 9 月 29 日までの 2 年間
平成 15 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日	令和 4 年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日	令和 5 年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日から令和 元年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月 29 日までの 5 年間

申請時に必要な提出書類

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書
- (2) 誓約書(欠格要件に該当しないことの誓約書)
- (3) 機械器具調書
- (4) 定款及び登記簿の謄本(記載事項証明書)(法人)
又は住民票の写し(個人)
- (5) 給水装置工事主任技術者免状の写し
- (6) 業務内容確認書

※詳細と様式は、静岡市ホームページに掲載されています

注意事項

(1) 期間内に更新を受けない場合は、指定の効力を失います。指定の効力を失った状態で給水装置工事はできません。

なお、指定の効力を失っても2年間の欠格期間を伴う指定取消とは異なりますので、すぐに申請手続きが可能です。

(2) 更新手続の方法や申請書類の提出時期については、水道事業者ごとに異なります。静岡市上下水道局以外の水道事業者からも指定を受けている場合は、それぞれの水道事業者ごとにご確認ください。

給水装置工事における 違反に対する処分について

静岡市上下水道局 水道総務課



水道法 第25条の11第1項

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が**指定要件を満たさなくなった場合及び不正を行った等**の場合は、**指定を取り消すことができる。**（要約）

静岡市水道事業給水条例

静岡市水道事業給水条例等施行規程 第6条

管理者は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において特段の事情があると認めるときは、**指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。**

処分内容

- ・文書注意
- ・1月間～6月間の指定停止
- ・指定の取消し

処分の効果

(1) **指定停止中**は、給水装置工事ができません。**新規工事**はもちろん、**申請途中の工事**であっても手続きを進めることはできません。

(2) **指定の取消し**を受けた場合、給水装置工事はできなくなります。また、処分を受けてから**2年間は新規の指定を受けられません**。(欠格期間)

※指定停止又は取消の処分があった場合、市の掲示板で**告示**するとともに、**報道機関**に情報提供します。

事例

・指定店Aは、平成29年12月から令和2年7月にかけて、静岡市内の専用住宅、店舗等23件で、事前に届出をせず給水装置工事を施工をした。



6月間の指定停止

新聞にも記事掲載

処分を受けないために

適正な手続きを取ったうえで施工を！

無理のない件数・工期での施工を！